

広島県告示第八百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
国留地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号
府中市		上下町		矢野		箒迫		一〇〇九一番七		標柱一号及び一四号
				深江		大倉原		一〇〇九一番六		標柱二号
				矢野		箒迫		一〇一〇一番		標柱三号、四号及び五号
				深江		大倉原		一〇一〇四番一		標柱六号
				矢野		箒迫		一〇四七六番一		標柱七号
				矢野		箒迫		一〇四八〇番四		標柱八号
				矢野		箒迫		一〇一〇四番四		標柱九号
				矢野		箒迫		一〇〇九三番三		標柱一〇号及び一三号
				矢野		箒迫		一〇一〇〇番		標柱一一号
				矢野		箒迫		一〇〇九一番三		標柱一二号